

## 神戸大学スチューデント・アシスタント実施要領

平成27年12月3日制定

### (目的)

第1 この要領は、神戸大学学部にて在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育に係る補助業務を行わせ、学生に対する教育的効果を高めるための学修サポートを図るとともに、これに対する手当支給により、学生への経済的支援を目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2 第1に定める業務を行う学生の名称は、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）とする。

### (職務内容)

第3 SAの職務は、次のとおりとする。

- (1) 教員の指示・指導のもと、講義、実験、実習及び演習等の教育補助業務を行うものとする。
- (2) 教員又は職員の指示・指導のもと、学修支援業務を行うものとする。

### (資格)

第4 SAとなることができる者は、学部にて在学する優秀な学生とする。なお、SAの職務のうち(1)を担当できる学生は、原則として、3年生以上の学生とする。

### (募集及び選考)

第5 SAの募集及び選考は、部局ごとに行うものとし、GPA等を活用して選考を行う。

### (身分)

第6 SAは、パートタイムの非常勤職員とする。

### (任期)

第7 SAの任期は、当該事業年度の範囲内とし、職務内容に応じた必要な期間とする。

### (労働時間)

第8 SAの労働時間は、原則として、月40時間（週10時間程度）以内とし、当該学生の授業等に支障が生じないよう配慮するものとする。

### (給与)

第9 SAに支給する給与は、時間給のみとする。

2 前項の時間給の額は、非常勤職員の給与に関する細則第2条に定める額とする。

### (オリエンテーション等)

第10 SAの指導を行う教員又は職員は、SAに業務を行わせるに当たっては、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションのほか、SA従事者及び指導を受けた学生からの意見聴取の仕組みの確保、教育的効果を高めるための工夫等、目的に照らした円滑な運用がなされるよう留意するものとする。

### (その他)

第11 この要領に定めるもののほか、SAの実施に関して必要な事項は、各部局において定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。